

流第 1 1 2 7 号

令和 2 年 6 月 10 日

大阪府環境審議会

会長 辰巳砂 昌弘 様

大阪府知事 吉村 洋文



食品ロス削減推進計画のあり方について（諮問）

食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第12条第1項に規定する都道府県食品ロス削減推進計画のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

世界の食料廃棄量は13億トンと推計され、人の消費のために生産された食料のおよそ3分の1が廃棄されており、食品ロスの問題は、「SDGs」の「目標12：持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられています。

国では食品ロスの削減の推進に関する法律が令和元年10月に施行され、同法に基づき令和2年3月31日に閣議決定された「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針」には食品ロス削減推進の意義、基本的な方向、推進内容等が示されました。

府においても、食品ロス削減には流通の段階ごとの取組や、消費者理解の促進により行動を起こす府民を増やしていくことが必要と認識し、これまで、食品関連事業者等への支援、府民啓発の取組を推進してきました。

引き続きこれら取組は推進していく必要がありますが、府域における食品ロス削減は、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興等の観点からも重要な位置づけを有すことから、食品ロスの削減を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

本府といたしましては、こうした状況や食品ロスの発生等の実態、課題等を踏まえながら、食品ロス削減推進計画を策定する必要があると考えております。

つきましては、この計画の策定にあたり、計画の目標や基本的施策の推進についての考え方など基本的な事項について、貴審議会の意見を求めるものです。